

平成29年度

第9回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第9回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月10日（水）午後3時20分から午後4時20分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 第2委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	5 件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	30 件
報告第2号	農地所有適格法人の報告について	1 件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	4 件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の	

	証明願について	2 件
報告第 5 号	農地の所有状況調査集計について	1 件
報告第 6 号	平成 29 年度農地利用状況調査結果について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	花澤 進一
次 長	谷地 正道
主 幹	鈴木 忠弘
副主幹	山崎 武敏

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、これより平成29年度第9回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、定例総会終了後に農地利用最適化推進会議が開催されることから、農地利用最適化推進委員の皆様にも出席いただいております。</p> <p>その他の議案につきましても、ご意見がございましたら発言の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、5番の石橋委員、6番の伊藤委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、山崎副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。農地班は、第3班で、5番、石橋委員と6番、伊藤委員です。農政班は、第1班で、1番、小川委員と2番、宮内委員です。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1から議案第3号までと、報告第1号から報告第6号まででございます。慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の1、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成29年12月20日でございます。申請地は、大野町の地目が田で、面積は512平方メートル、区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>現地調査は、平成29年12月27日に農地調査班第2班と区域2を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、県立市川大野高等学園の東側、概ね200メートルに位置しております。</p> <p>譲受人は、主に梨を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>申請地は、譲受人が所有する農地の北側に隣接しており、現況は露地畑で概ね良好な状態で管理されております。</p> <p>取得後は、長ネギ、さといも、ジャガイモなどの栽培をするとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>

議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める別段の下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、5件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は、5件でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>初めに、議案の3、4ページをお願いいたします。1番と2番は関連しておりますので合わせて掲載しており、一括してご説明いたします。</p> <p>申請受付日は、平成29年12月18日でございます。</p> <p>申請地は、いずれも原木の地目が畑で、1番の面積は777平方メートル、外1筆、合計面積は、796平方メートル、2番の面積は、201平方メートル、1番と2番の合計面積は、997平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>転用目的は、同じ法人からの要望により貸資材置場及び貸駐車場にするものでございます。</p> <p>次に、5ページ、6ページをお願いいたします。3番と4番も関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>申請受付日は、平成29年12月18日でございます。</p> <p>申請地は、いずれも高谷の地目が田で、3番の面積は1,034平方メートル、4番の面積は、479平方メートル、外1筆、合計面積は、1,050平方メートル、3番と4番の合計面積は、2,084平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>転用目的は、同じ法人からの要望により貸駐車場にするものでございます。</p> <p>続いて、7、8ページをお願いいたします。5番についてご説明いたします。</p> <p>申請受付日は、平成29年12月20日でございます。</p> <p>申請地は、高谷の地目が畑で、面積は1,878平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
------------	---

<p>議席 3番</p>	<p>現地調査は、平成29年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>1番と2番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>申請地は、二俣小学校の西側、概ね400メートルに位置し、現況はいずれも露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、いずれも第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、1番と2番の申請人は、隣接地を所有する法人から、資材置場及び駐車場を拡張したいとの要望を受けて整備するものです。</p> <p>埋立ては行わず、整地して転圧後に砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>隣接地との境界には、万能鋼板を設置し、土砂等の流出を防除することとでございます。</p> <p>申請地部分につきましては、大型ダンプ10台及び単管パイプ、足場パイプなどの建築資材を置く予定でございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>次に、3番と4番も関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>申請地は、県立市川南高等学校の北側、おおむね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、埋立ては行わず、整地して転圧後に砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>隣接地との境界には、鋼板土留めを設置し、土砂等の流出を防除するものでございます。</p> <p>申請地部分への駐車台数につきましては、中型トラック30台を予定して</p>
--------------	--

<p>議 長</p>	<p>いるとのこととございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>次に、5番の申請地は、信篤小学校の西側、概ね200メートルに位置し、現況はゲートボール場の跡地でした。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、埋立ては行わず、整地して転用後に砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>隣接地の周囲に設置されている既設のブロック塀とネットフェンスはそのまま使用、新たに鋼板土留めを設置し、土砂等の流出を防除するものがございます。</p> <p>申請地部分への駐車台数につきましては、小型トラック31台、中型トラック10台を予定しているとのこととございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1番と2番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>1番と2番の申請人は、市内に本社を置き、隣接する土地を所有する土木、建設一式工事請負を営む法人から、手狭となっている資材置場及び駐車場を拡張するため、土地を貸して欲しいとの要望を受け、今回の申請に至ったとのこととございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額をそれぞれ申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p>

す。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第着工し、完了は、着工後20日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

次に、3番と4番も関連しておりますので、一括してご説明いたします。

3番と4番の申請人は、江戸川区に本社を置き、隣接する土地を賃借している貨物自動車運送事業を営む法人から、手狭となっている駐車場を拡張するため、土地を貸して欲しいとの要望を受け、今回の申請に至ったとのことでございます。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額をそれぞれ申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第着工し、完了は、着工後1カ月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

	<p>次に、5番の申請人は、中央区に本社を置き、隣接する土地を賃借している貨物自動車運送事業を営む法人から、市内の月極駐車場に分散して駐車している車両をまとめて置きたいので、土地を貸して欲しいとの要望を受け、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>なお、申請地は、平成4年10月から土地所有者と市川市の間で使用貸借契約を締結し、市川市がゲートボール場として使用していました。</p> <p>平成29年12月15日に所有者に土地を返還する際、双方で農地への原状回復について協議を行ったところ、土地所有者が転用を希望しており、申請地の石灰岩ダスト舗装はそのままの状態での返還したことから、市川市長から県知事あてに顛末書が提出されているものでございます。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第着工し、完了は、着工後1か月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」1番と2番については、</p>

各 委 員	<p>関連しておりますので一括してお諮りいたします。</p> <p>許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>3番と4番につきましても、関連しておりますので一括してお諮りいたします。</p> <p>許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>5番について、お諮りいたします。</p> <p>許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>・・・・・・・・「異議なし」の声・・・・・・・・</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、3件でございます。</p> <p>初めに議案の9、10ページをお願いいたします。</p> <p>1番の申請受付日は、平成29年12月18日でございます。</p> <p>申請地は、大野町で地目は田、面積は314平方メートル、外2筆、合計</p>

	<p>面積は750平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場及び資材置場にするため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>次に11、12ページをお願いいたします。</p> <p>2番の申請受付日は、平成29年12月19日でございます。</p> <p>申請地は、曾谷で地目は畑、面積は496平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅を建築するため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>続いて13、14ページをお願いいたします。</p> <p>3番の申請受付日は、平成29年12月20日でございます。</p> <p>申請地は、大町で地目は畑、面積は284平方メートルの内、50.53平方メートル、外2筆、合計面積は、680平方メートルの内82.15平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域で、農業振興地域であります。農用地区域外でございます。</p> <p>申請理由につきましては、私道（位置指定道路）を拡幅し道路にするため、使用貸借権を設定するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成29年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、市川大野駅の北西側、概ね600メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p>
議長	
議席 3番	

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、農地との境界には新設のコンクリートブロック及び安全鋼板を設置し、被害を防除するとのことをございます。なお、敷地内の埋立ては行わず、整地して転圧後砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。

申請地には、トラックなどの車両4台の駐車と運搬用コンテナ、単管パイプ、型枠パネルなどの建築資材等を置く予定とのことです。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

次に、2番の申請地は、百合台幼稚園の北側に隣接しており、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、農地との境界には新設のコンクリートブロックを設置し、被害を防除するとのことをございます。

雨水については宅地内で一時貯留し、流量を調整して、北側道路側溝に放流、汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後に同じく道路側溝に放流するものです。

譲渡人は、要望により売却するものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

3番の申請地は、大町小学校の北東側、概ね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されま

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、農地との境界には新設のコンクリートブロック及びフェンスを設置し、被害を防除するとのことでございます。なお、敷地内の埋立ては行わず、整地後、アスファルト舗装をし、雨水については、U字溝、集水桝及び配水管を設置し、道路側溝へ放流するものです。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしく審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1番の譲受人は、江戸川区に本店を置き、土木・建築工事の設計、施工及び監理を主な事業とする法人です。</p> <p>現在は建築資材を市川市と松戸市の現場で使用していますが、現場がないときは他の業者の資材置場を間借りして対応しておりました。</p> <p>最近、千葉県内での仕事の受注も増えており、今回事業拡大のため、資材の追加購入、機材、車両の新規購入を考え土地を探していたところ、譲ってもらえることになり、申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後1ヶ月</p>

となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

次に2番の譲受人は、練馬区に本店を置き、宅地建物取引業の免許を取得し、建築工事設計、施工を主な事業とする法人です。

過去に近隣で建売分譲住宅を販売した際、小学校が近く、住環境が良いと好評だったことから、当該地域に土地を探していたところ、譲っていただけることになり、申請に至ったとのことでございます。

今回の事業に先立ち、市の関係機関との協議が調い、開発行為許可申請書が受理されております。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。

工事の予定につきましては、平成30年2月6日に着工し、完了は平成30年7月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

次に3番の譲受人は、市内に本店を置き、宅地建物取引業を主な事業とする法人です。

今回、申請地に隣接する幅員4メートルの位置指定道路を、5.9メートルに拡幅することに協力したいと考え、申請に至ったとのこと

今回の事業に先立ち、市の関係機関との協議が調い、道路位置の指定変更申請書が受理されております。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、金融機

	<p>関からの借り入れにより賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後2ヶ月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございます。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」1番について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>2番について、お諮りいたします。</p> <p>許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>・・・・・・・・「異議なし」の声・・・・・・・・</p>

議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>3番について、お諮りいたします。</p> <p>許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>．．．．．「異議なし」の声．．．．．</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が6件ございます。報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が12月分30件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>．．．．．報告．．．．．</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の報告について」、でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>．．．．．報告．．．．．</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、4件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>．．．．．報告．．．．．</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行なっている旨の証明願について」、2件ございます。事務局より、報告いたします。</p> <p>・・・・・・・・報告・・・・・・・・</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第5号「農地の所有状況調査集計について」、でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>・・・・・・・・報告・・・・・・・・</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第6号「平成29年度農地利用状況調査結果について」、でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>・・・・・・・・報告・・・・・・・・</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了いたしましたので、第9回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>